

## 自動車事故報告規則の一部を改正する省令(案)について

平成20年4月  
自動車交通局安全政策課

## 1. 背景

平成19年2月18日に大阪府吹田市で発生した貸切バスに関する重大事故を契機として、同年6月に国土交通省、貸切バス事業者、旅行業者、両業界の団体、労働組合の実務者から構成される「貸切バスに関する安全等対策検討会」を発足させ、同年10月に貸切バスに関する安全性の確保・質の向上に向けた方策について報告書を取りまとめました。

この報告書では、貸切バスの運行においては、貸切バス事業者の法令遵守は当然のことですが、旅行業者等運送契約の相手方が、行程等の決定に深く関与する場合があります。旅行業者等運送契約の相手方にも貸切バス事業者の法令遵守への理解が求められるものの、現在の事故報告では事故が発生した場合に、それらの背景を把握することが困難な状況にあると指摘しています。このため、今後講ずべき措置の一つとして、省令を改正し、自動車事故報告書に運送契約の相手方に係る情報を記載することとしています。これにより、貸切バス事業者の法令違反が旅行業者の指示によるものと明確に認められる場合には、貸切バス事業者に対する監査・行政処分のほか、旅行業者に対する立入検査等旅行業法上の対応ができる環境を整備することとしています。

## 2. 改正の概要

### 自動車事故報告規則(昭和26年運輸省令第104号)の一部改正

道路運送法第29条に基づく自動車事故報告書(別記様式による。)に、事故を起こした貸切バス事業者と運送契約を締結した者の氏名又は名称及び住所を記載する欄を設けます。なお、旅行業者等の場合は、氏名又は名称及び住所のほか、登録番号を記載することとします。

また、その他所要の改正を行うこととします。

## 3. 今後のスケジュール(予定)

公布 平成20年6月

施行 平成20年7月